

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

手続名	:	利用運送約款の設定又は変更の認可
手続根拠	:	貨物運送取扱事業法第11条第1項 貨物運送取扱事業法施行規則第11条、第12条
手続対象者	:	利用運送約款を設定又は変更しようとする者（貨物運送取扱事業法第11条第3項に該当する場合を除く。）
提出時期	:	利用運送約款を設定又は変更しようとするとき
提出方法	:	利用運送約款設定又は変更認可申請書を作成し、下記へ提出してください。 ・自動車利用運送事業：陸運支局輸送課 ・鉄道利用運送事業：地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・内航海運利用運送事業：海運支局又は地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（兵庫県に係るものにあつては、神戸海運監理部運航部輸送課。沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・国内航空利用運送事業、国際航空利用運送事業、外航海運利用運送事業：総合政策局複合貨物流通課
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	貨物運送取扱事業法施行規則第5条、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
申請書様式	:	提出先へお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	:	提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

総合政策局複合貨物流通課	03 - 5253 - 8301
北海道運輸局貨物運送取扱事業課	011 - 290 - 2744
東北運輸局貨物運送取扱事業課	022 - 791 - 7532
新潟運輸局貨物運送取扱事業課	025 - 244 - 7579
関東運輸局貨物運送取扱事業課	045 - 211 - 7250
中部運輸局貨物運送取扱事業課	052 - 952 - 8039
近畿運輸局貨物運送取扱事業課	06 - 6949 - 6449
中国運輸局貨物運送取扱事業課	082 - 228 - 3438
四国運輸局貨物運送取扱事業課	087 - 835 - 6366
九州運輸局貨物運送取扱事業課	092 - 472 - 2530
沖縄総合事務局陸運第一課	098 - 866 - 0061
神戸海運監理部輸送課	078 - 321 - 3143
陸運支局輸送課及び海運支局	管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

3．手続情報

審査基準：貨物運送取扱事業法第11条第2項

標準処理期間：1ヶ月

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）